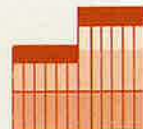


建設業

工事発注者の皆様へ

令和6年4月1日から時間外労働の上限規制が適用中！

上限規制とは…



- ・原則（36協定を結んだ場合）
月45時間かつ年360時間までしか時間外労働をさせることができない。
- ・例外（36協定を締結し、特別条項を設定した場合）
臨時的・特別事情がある場合に、以下の条件を守れば、年6回まで月45時間を超えて時間外労働をさせることができる。
 - ・時間外労働が年720時間以内
 - ・ " と休日労働の合計が月100時間未満
 - ・ " と休日労働の合計が2～6か月平均80時間以内

建設業特有の事項…

- 建設の事業のうち、災害時における復旧および復興の事業に限り、以下の規定が適用されない（労働基準法第139条第1項）。
- ・時間外労働と休日労働の合計が月100時間未満
 - ・ " と休日労働の合計が2～6か月平均80時間以内



上限規制の円滑な適用のために…

公共工事・民間工事を問わず、工事発注者の皆様には、下記の取組についてご理解・ご協力をお願いします。

☑ 適正な工期設定

時間外労働の上限規制をはじめ、週休2日の確保、年次有給休暇の取得、天候不良による作業不能日数等を考慮した工期の設定をお願いします。

☑ 適切な賃金水準の確保等

賃金の引上げ等に伴う適切な賃金水準を確保するための労務費、労働災害防止対策に要する安全衛生経費等必要経費を適正に計上した発注をお願いします。



宮崎労働局・労働基準監督署





工事を発注する方
私たちも
変わっていきましょう



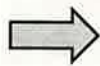
(働き方改革PR動画)

適正な工期の設定や見積りにあたり発注者及び受注者（下請負人を含む）が考慮すべき事項をまとめた「工期に関する基準」も令和6年3月に改定されたため、こちらをご確認ください。

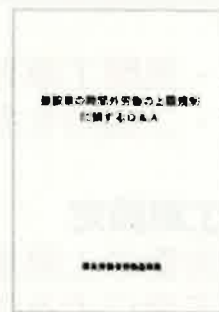
(工期に関する基準)



その他、建設業の時間外労働の上限規制に関するパンフレット及びQ&Aは、こちらから



パンフレット



Q&A



Q&A (追補版)

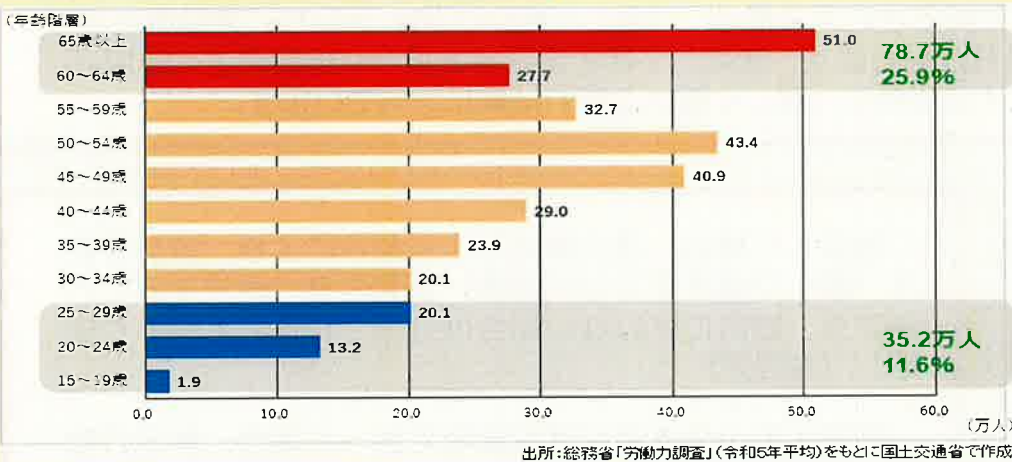


民間建設工事を発注される皆様へ

建設業の働き方改革の推進のため、適正な工期での工事発注を！

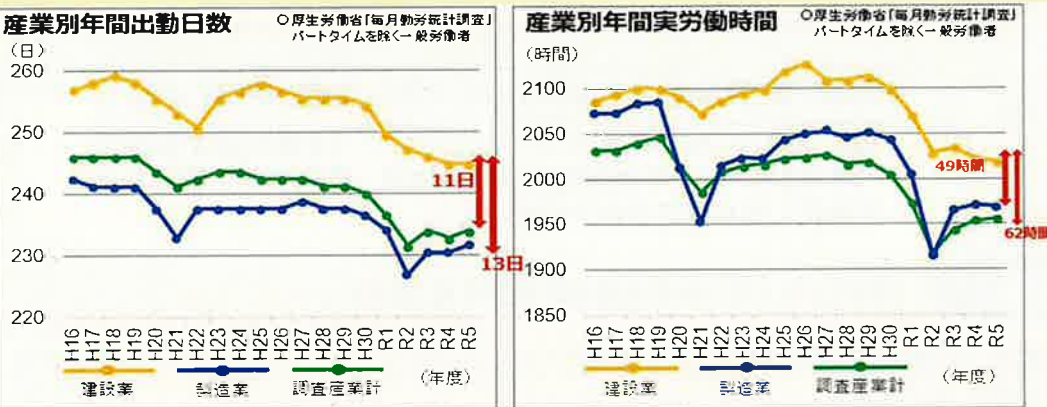
建設業は地域のインフラ整備やメンテナンスの担い手であるとともに、地域経済・雇用を支え、災害時には最前線で地域の安全・安心の確保を担う地域の守り手でもあります。しかし、他産業に比べ、長時間労働の状態にあることなどから、技能者の急速な高齢化と若者離れが進んでおり、将来の担い手不足が深刻化しています。

年齢階層別の建設技能者数



60歳以上の技能者が全体の約25.9%を占めているのに対し、将来の建設業を支える29歳以下の割合は約12%。若年入職者の確保・育成が喫緊の課題。

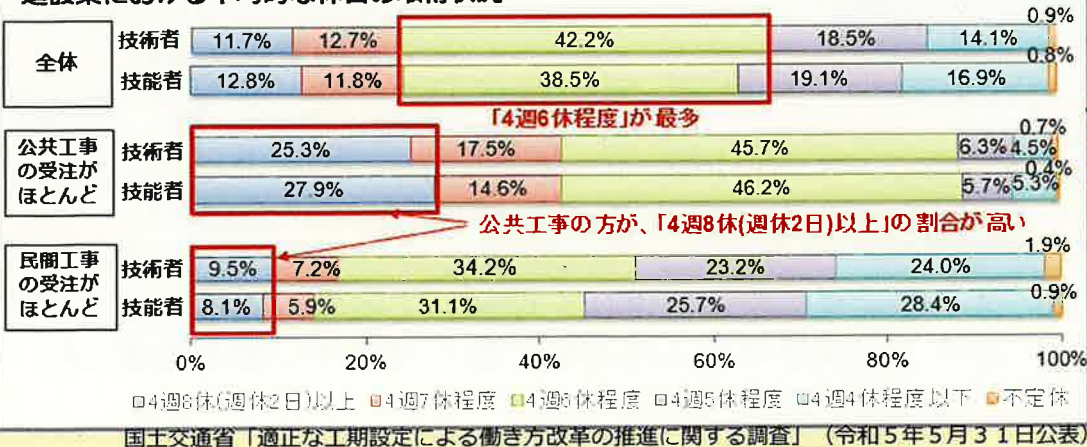
建設業の働き方の現状



厚生労働省「毎月勤労統計調査」年度報より国土交通省作成

建設業の年間出勤日数は全産業と比べて11日多い。また、年間総実労働時間は全産業と比べて62時間長い。

建設業における平均的な休日の取得状況



技術者、技能者とも、4週8休(週休2日)の確保ができていない場合が多い。

技術者：主任技術者や監理技術者等、施工管理を行う者
技能者：建設工事の直接的な作業を行う、技能を有する労働者

裏面に続きます

2024(令和6)年4月1日から 建設業にも**時間外労働の上限規制が適用**されました

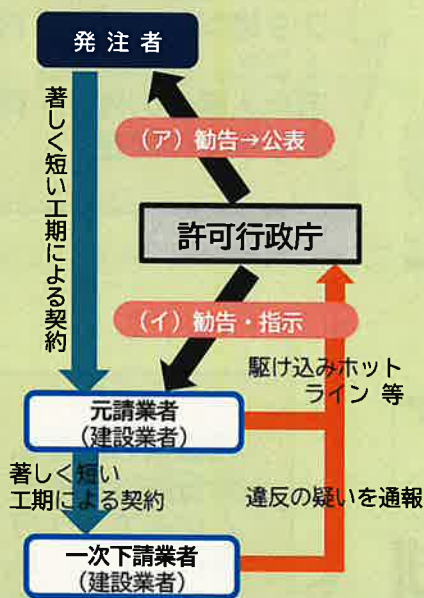
2024(令和6)年4月1日以降、建設業における時間外労働の上限は原則として**月45時間・年360時間**となり、臨時的な特別の事情がなければこれを超えることができなくなりました。

時間外労働の上限
規制特設サイト



著しく短い工期の請負契約は**禁止**されています

たとえ発注者と受注者が合意していても、令和6年4月以降、上限規制を上回る違法な時間外労働を前提として設定された工期は、「著しく短い工期」となり、建設業法第19条の5に違反するおそれがあります。また、工期を変更する場合も建設業法は適用され、変更後の工事を施工するために「著しく短い工期」は禁止されています。



○違反した場合、建設業法第19条6により、許可行政庁(国土交通大臣又は県知事)が発注者に勧告することができ、勧告に従わない場合は公表されることがあります。(左図ア)

○建設工事の注文者が建設業者であった場合、許可行政庁は建設業法第41条を根拠とする勧告や第28条を根拠とする指示処分を行うことができます。(左図イ)

「通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間」とは

単に定量的に短い期間を指すのではなく「**工期に関する基準**」(令和2年7月 中央建設業審議会作成、勧告)等に照らして不適正に短く設定された期間をいう。

◇**工期に関する基準**

(令和2年7月 中央建設業審議会作成・勧告)

建設工事において適正な工期を確保するための**基準**が定められており、これに基づいた工期の設定をお願いします。

https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk1_000190.html



◇**駆け込みホットライン**

建設業に係る法令違反行為の疑義情報を受け付ける「**駆け込みホットライン**」が各地方整備局に設置されており、締結された請負契約の工期が著しく短いと考えられる場合は、受注者、元請負人、下請負人を問わず、通報・相談を受け付けています。

<https://www.mlit.go.jp/common/001372097.pdf>



民間発注者の皆様には、建設業の厳しい現状を理解して頂き、工事を発注する際には、4週8閉所や週休2日制を取り入れるなど働く方の休日数も考慮した**適正な工期での契約締結**をお願いします。



民間建設工事を発注される皆様へ

～資材価格の高騰・賃金の上昇を踏まえた適正な価格での契約をお願いします～

世界的な原材料費等の価格高騰や円安の影響を受けて、資材価格が高騰しています。また、政府の賃上げの方針や、公共工事設計労務単価の引き上げもあり、建設技能労働者の賃金が増えています。

資材価格の推移



建設資材価格は、令和3年から高騰。

公共工事設計労務単価の推移



公共工事設計労務単価は、12年連続で上昇しており、この間の上昇率は75.3%。

このような状況を踏まえ、

- 最新の労務費、原材料費、エネルギーコスト等について市場の実勢を適切に反映した価格での発注
- 契約締結後において、資材価格等が値上がりし、受注者から協議の申し出があった場合には、適切に協議に応じ、状況に応じた必要な変更契約の実施
- 適切な変更契約を行うために、民間建設工事標準請負契約約款における契約変更条項を適切に設定及び運用

をお願いします。

変更契約を行わない場合は、建設業法第19条の3に規定する「不当に低い請負代金の禁止」に違反するおそれがあります。なお、多くの場合、発注者の方が取引上の立場が強いため、受注者は価格転嫁を言い出しにくい状況にため、発注者には積極的に協議の場を設けることが求められており、協議を行わない場合「優越的地位の濫用」となるおそれがあります。

民間建設工事標準契約約款(甲)

(請負代金額の変更)

第三十一条 発注者又は受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、相手方に対して、その理由を明示して必要と認められる請負代金額の変更を求めることができる。

一～四 (略)

五 契約期間内に予期することのできない法令の制定若しくは改廃又は経済事情の激変等によって、請負代金額が明らかに適当でないと認められるとき。

六 長期にわたる契約で、法令の制定若しくは改廃又は物価、賃金等の変動によって、この契約を締結した時から一年を経過した後の工事部分に対する請負代金相当額が適当でないと認められるとき。

裏面に続きます

建設技能者の処遇改善を図るため 建設キャリアアップシステムの活用にご理解をお願いします。

建設キャリアアップシステム (CCUS) とは

- 「建設キャリアアップシステム」は、技能者の資格や現場での就業履歴等を登録・蓄積し、技能・経験の客観的な評価を通じた技能者の適切な処遇や現場管理につなげる仕組みで、業界団体と国が連携して普及を進めています。
- 建設キャリアアップシステムを活用することにより、①若い世代がキャリアパスの見通しをもてる、②技能、経験に応じて適切に処遇を改善する、③技能者を雇用し育成する企業が成長する建設業を目指しています。

<建設キャリアアップシステムの概要> ※システム運営：(一財)建設業振興基金

技能者情報等の事前登録



【事業者情報】

- ・商号
- ・所在地
- ・建設業許可情報 等

【技能者情報】

- ・本人情報
- ・保有資格
- ・社会保険加入等



技能者にカードを交付

現場の登録と技能者のカードタッチ

元請が工事を登録し、現場にカードリーダーを設置



【現場情報】

- ・現場名、工事の内容
- ・下請の施工体制
- ・下請の技能者の配置状況 等

技能者が現場入場の際にカードタッチで履歴を蓄積



技能レベルのステップアップ



現場管理での活用

社会保険加入の確認や施工体制台帳とのデータ連携 など

建設キャリアアップシステムにより目指すもの

建設キャリアアップシステムによる技能者の処遇改善 ～システムへの登録と利用促進、処遇改善への行程～



今後、建設キャリアアップシステムを建設業界共通の制度インフラとし、公共工事・民間工事を問わず、広く普及させていくことが不可欠です。

民間発注工事においても、元請・下請事業者による建設キャリアアップシステムの活用や、技能者がカードを利用できる環境整備が図られるよう、**元請事業者による現場登録やカードリーダーの設置などについて**ご理解をお願いします。

